

## 青森県教育委員会第806回定例会会議録

期 日 平成28年3月24日（木）

場 所 教育庁教育委員会室

### 議事目録

- 報告第1号 議案に対する意見について
- 議案第1号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第2号 青森県立学校管理規則及び指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則案・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第3号 青森県立少年自然の家規則の一部を改正する規則案・・・・・・・・原案決定
- そ の 他 県立高等学校教育改革次期計画の枠組み等について
- そ の 他 職員の懲戒処分の状況
- 委員長選挙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・委員長 豊川好司

平成28年3月24日（木）

- ・開会 午後1時30分
- ・閉会 午後2時 2分
- ・出席者の氏名  
豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、中村充（教育長）
- ・説明のために出席した者の職  
金教育次長、奈良教育次長、田村参事、教育政策・職員福利・学校教育・学校施設・生涯学習・スポーツ健康各課長、高等学校教育改革推進室長
- ・会議録署名委員  
中沢委員、野澤委員
- ・書記  
仁和由紀人、村上健

## 会 議

## 議 事

### 報告第1号 議案に対する意見について

(金教育次長)

本件は、県議会第285回定例会に提出された平成28年度青森県一般会計予算案ほか17件の議案について知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので御報告する。

「平成28年度青森県一般会計予算案(教育委員会所管分)」についてであるが、教育委員会関係の予算総額は、1,334億9,188万3千円となる。これを平成27年度当初予算と比較すると、11億6,058万7千円の減、率にして0.9パーセントの減となっている。

青森県教育振興基本計画に基づき、本県教育を取り巻く重要課題の解決に向けて取り組む主要な施策を明らかにするため、「施策の柱」を設定し、取組の重点化を図り、市町村教育委員会、県立学校、小・中学校、その他関係機関や団体の協力を仰ぎたいと考えている。

平成28年度は「学ぶ意欲や主体的に探究する力の向上」、「子どもを守り支え安心して学べる教育環境づくり」、「地域の多様な教育資源の活用による地方創生」の3つを施策の柱に据え、「教育は人づくり」という視点のもと、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりに取り組んで参りたい。

続いて、条例案の主なるものについて御説明する。

まず、「青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案」についてである。これは、学校職員定数を高等学校、特別支援学校及び小・中学校あわせて1万2,557人から、195人減の1万2,362人に改めるものである。

次に、「青森県立少年自然の家条例の一部を改正する条例案」についてである。これは、青森県立種差少年自然の家の管理を指定管理者に行わせることに伴う所要の整備を行うためのものである。

これらの条例については、平成28年4月1日から施行するものである。

続いて、「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」及び「青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例案」についてである。これは、県の一般職及び国の特別職の取扱いを考慮して教育長の期末手当について支給割合を改定するものである。

次に、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」についてである。これは、本県の人事委員会勧告に基づき職員の給料月額等を改定するものである。

これらの条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用となるものである。

次に、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。これは、平成28年4月1日からの地方公務員法改正に伴い、人事評価の結果に応じて昇給及び勤

勉強手当の支給を行うこととする等のために改正を行うものである。条例の施行年月日は、平成28年4月1日である。

最後に、「平成27年度青森県一般会計補正予算（第4号）案（教育委員会所管分）」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、18億7、046万1千円の減額となっている。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1、324億4、352万8千円となっている。

（中沢委員）

平成28年度青森県一般会計予算案の中の「発達障害等のある児童生徒の支援体制強化事業」について詳しく教えていただきたい。

（和嶋学校教育課長）

本事業は、発達障害など特別な教育的ニーズのある児童生徒の学びを支援するため、地域にある特別支援教育のノウハウを集約・共有する仕組みを構築し、県内6地区及び県全体における特別支援教育の充実・強化を図るものである。

支援のための仕組みづくりとして、一つには、保護者と教育・医療・福祉等の関係機関が児童生徒一人一人の指導目標・内容・方法等を共有・連携して支援できるように、県共通の様式と手引きを作成し、県内40市町村に配布することで、青森県教育支援ファイルの開発を行うものである。二つ目としては、地域にある特別支援教育のノウハウを集約し、ウェブ上で公開するなど教育資源に係る専門性データベースの作成を行うものである。三つ目としては、保護者向けの理解啓発リーフレットや教職員向けの手引き等の作成を行うものである。

支援のための体制整備としては、一つとしては、小中学校の校内支援体制の整備のために、教育事務所ごとに2名の教育支援アドバイザーを配置するものである。二つ目としては、各教育事務所に事務局を置き、地区で年3回、県全体で年1回のネットワーク委員会を実施するものである。さらには、保護者や児童生徒に向けた理解啓発のための講演会や教育支援に係る教職員対象の研修会等を開催するものである。

（豊川委員長）

他に何かご意見、ご質問はあるか。なければ、報告第1号については了解した。

## 議案第1号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案

（田村参事）

この度の改正は、青森県立黒石高等学校定時制の課程の閉課程及び青森県立五所川原農林高等学校等の学科の廃止に伴い、所要の整備を行うものである。

なお、施行期日は、平成28年4月1日である。

（豊川委員長）

何かご意見、ご質問はあるか。なければ、議案第1号は原案どおり決定する。

## 議案第2号 青森県立学校管理規則及び指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則案

(田村参事)

この度の改正は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の用語整理に伴い、所要の整理を行うものである。

なお、施行期日は、平成28年4月1日である。

(豊川委員長)

何かご意見、ご質問はあるか。なければ、議案第2号は原案どおり決定する。

## 議案第3号 青森県立少年自然の家規則の一部を改正する規則案

(児玉生涯学習課長)

この度の改正は、平成28年度から種差少年自然の家の管理を指定管理者に行わせることに伴い、県の職員を置かないこととなるため、休所日、利用の許可等に係る所要の整備を行うものである。

なお、施行期日は、平成28年4月1日である。

(豊川委員長)

何かご意見、ご質問はあるか。なければ、議案第3号は原案どおり決定する。

## その他 県立高等学校教育改革次期計画の枠組み等について

(西谷高等学校教育改革推進室長)

2月21日に開催された第305回臨時会において、委員長から指示のあった県立高等学校教育改革次期計画の枠組みについて御説明するとともに、青森県立高等学校将来構想検討会議からの答申に関する意見募集等の結果について御報告する。

初めに、県立高等学校教育改革次期計画の枠組みについて御説明する。別紙資料1の1頁を御覧いただきたい。

まず、「(1)次期計画の構成」であるが、次期計画は、今後の高等学校教育改革に関する基本的な考え方を示す「基本方針」と、地区ごとの具体的な学校規模・配置等を示す「実施計画」とで構成することとしている。

なお、実施計画の策定に当たっては、あらかじめ各地区の市町村関係者、小・中学校PTA関係者等から意見を伺うため、「地区意見交換会」を開催することとしている。

次に、「(2)基本方針」の位置付けについてである。

基本方針は、検討会議からの答申及び県民から寄せられた御意見等を踏まえ、基本理念や学校・学科の在り方、学校規模・配置等、平成30年度以降の県立高等学校の基本的な方向性を示すものである。

この中で、答申で提言されている通学環境に配慮して配置する高等学校を判断する観点やそのような高等学校の募集停止を検討する基準などを具体的に示すこととしている。

また、第3次実施計画【後期】において、次期計画で検討することとしていた「1学級規模の学校の方向性」について具体的な方向性を示すこととしている。

基本方針の期間は、平成30年度以降の概ね10年間で、策定期間は、平成28年8月頃を予定している。

次に、「(3) 第1期実施計画」の位置付けについてである。

第1期実施計画は、重点校等を含む地区ごとの具体的な学校規模・配置、学科改編等とともに、第2期実施計画の見通しを示すこととしている。

第1期実施計画の期間は、平成30年度から34年度までの5年間で、策定期間は、平成29年7月頃を予定している。

続いて、次期計画の全体構成イメージを御説明する。別紙資料2を御覧いただきたい。

中央にある基本方針では、左側の検討会議からの答申の項目のうち、「基本理念」や「学校・学科の在り方」、「学校規模・配置」等に関する部分について、基本的な方向性を示すとともに、基準の具体化を行う。

なお、各地区の基本的な方向性については、右側の実施計画において具体化することとなる。

この実施計画の策定に当たっては、点線部分にあるように重点校・拠点校・通学環境に配慮し配置する高校を含めた地区の学校配置の在り方に対する意見交換を3回程度行うこととしている。

この地区意見交換会に際しては、地区ごとの中学校卒業予定者数の推移や生徒数の減少に伴う学級数の削減見込みを前提としていただくとともに、下にあるように、重点校・拠点校・通学環境に配慮し配置する高校の素案を提示し、御意見をいただくこととしている。

なお、現在、各市町村を訪問し、市町村長及び市町村教育委員会教育長に対して、このような計画策定の進め方について御意見を伺っているが、概ね御理解をいただいているところである。

次に、1月25日に青森県立高等学校将来構想検討会議から提出いただいた答申に関して、意見募集等を実施したので、その概要について御報告する。

別紙資料1の2頁を御覧いただきたい。

まず、「(1) 意見募集等の概要」であるが、「ア 県民からの意見募集」は、平成28年1月26日から2月24日まで、郵便、FAX、電子メールにより意見を募集し、16件の御意見をいただいた。

次に、「イ 市町村・各種団体への意見照会」については、市町村から28件、小・中学校校長会及びPTA等各種団体から4件の御意見をいただいた。

「ウ 地区懇談会での意見交換等」については、前回の臨時会で御報告したところであるが、2月8日から19日まで県内6地区で開催し、その状況は記載のとおりであった。

「(2) 主な意見」については、「県立高等学校将来構想の検討に当たって」に関する意見として、「地域を担う人財を育成することが重要である」、「高校で地域や郷土を大切にすることを育む取組をしてほしい」、「学校・学科の在り方」に関する意見として、「将来、どのような職業があるかわからないのであれば、広く教養を身に付けるため、普通科の割合を増やした方が良い」、「専門学科においても特色化を図ることが重要である」、「学校規模・配置」に関する意見として、「通学環境への配慮が必要である」、「市部の学級減を

行い、郡部の学級増を行えば良い」、「少子化の中、統合は避けられないことから、対象となる学校については十分な検討が必要である」などの意見があった。

「各地区の学校配置等に関する基本的な方向性」に関しては、実施計画において具体化する部分となるが、個別の高校の存続に関する要望が寄せられたところである。

最後に、「魅力ある高等学校づくりに向けて」に関する意見として、「関係市町村の十分な理解を得ながら進めてほしい」、「私立高校や県立特別支援学校と一層の連携を深めてほしい」などの意見があった。

次期計画の策定に当たっては、先程御説明した枠組みに沿って、検討会議からの答申を踏まえるとともに、県民の皆様からいただいた多くの御意見を参考としながら、検討を重ねて参りたい。

(野澤委員)

将来構想検討会議の答申から具体的な次期計画の策定に至るまで数年間の検討期間があるが、是非とも一貫性をもって取り組んでいただきたい。

(豊川委員長)

次期計画の枠組みについては、これまでの協議を踏まえたものとなっているものと受け止めている。基本方針の策定期間は、平成28年8月頃ということであるが、県民の皆様にご説明し、意見を伺うことを考えると、できるだけ早い時期に基本方針案を示す必要があると思うが、事務局ではどのような対応を想定しているのか。

(西谷高等学校教育改革推進室長)

次期計画の策定に当たっては、検討会議からの答申を踏まえるとともに、県民の皆様からいただいた御意見を参考に検討し、5月頃には基本方針案をお示ししたいと考えている。

(豊川委員長)

5月頃に基本方針案を示すということであるが、委員の皆さん、よろしいか。

(全委員)

異議なし。

(豊川委員長)

では、そのようにしてください。

(野澤委員)

県民の皆様に対する丁寧な説明は、今後も心がけていただきたい。

(豊川委員長)

他に何かご意見、ご質問はあるか。なければ、県立高等学校教育改革次期計画の枠組み等の件については了解した。

## そ の 他 職員の懲戒処分の状況

(田村参事)

2月1日から3月23日までに行った職員に対する懲戒処分のうち、社会的な影響が大きな事案について御説明する。

事案1は、東青地域青森市の小学校教諭が平成28年1月3日午前10時30分頃、青森市内のショッピングセンターにおいて食料品1点を窃取したもので、停職3月の懲戒処分を行ったものである。

なお、当該職員は、処分日と同日付けで辞職している。

(中沢委員)

この教諭の仕事ぶりはどうだったのか。

(田村参事)

校長の話によると、特に変わったことはなかったということであった。この事件以前に病気で仕事を休んでいたということもなかったとのことである。

(豊川委員長)

他に何かご意見、ご質問はあるか。なければ、職員の懲戒処分の状況については了解した。

## 委員長選挙

(豊川委員長)

委員長の任期が4月1日で満了となるので、次期委員長の選挙を行う。選挙の方法は、青森県教育委員会会議規則の規定により無記名投票とする。

### 【投票用紙配布】

(豊川委員長)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育長を除く委員のうちから委員長を選挙しなければならないことになっている。お手元の投票用紙に中村教育長を除いた委員の名前が記載されている。委員長に選任したい方の氏名の上欄に○印をお書き願いたい。

### 【各自記入】

(豊川委員長)

それでは、投票箱に投票用紙を投函願いたい。

### 【各委員投票の後、開票作業】

(豊川委員長)

投票数 5 票、有効投票数 5 票、うち、豊川委員 4 票、町田委員 1 票である。選挙の結果、私を委員長とすることに決定した。任期は平成 28 年 4 月 2 日から平成 28 年 9 月 30 日までである。